



発信年月日：令和4年9月13日

所属部課	部長	担当職氏名	連絡先	企画総務部総務課 TEL 0837-23-1114 FAX 0837-22-6345
企画総務部	企画総務部長 坂野 茂	総務課長 椎葉 雅行		消防本部総務課 TEL 0837-22-0648 FAX 0837-22-0428
消防本部	消防長 岩本 明	総務課長 宮本 勝也		
件名	元消防職員に対する分限免職処分(パワーハラスメント)に係る判決について			

本日、最高裁判所において、元消防職員(被上告人)に対する分限免職処分取消請求事件について、原判決(広島高裁)を破棄し、第1審判決(山口地方裁)を取り消すとともに、被上告人の請求を棄却する判決がありましたので、下記のとおり市長コメントを发出します。

市長コメント

本市に対して提起された分限免職処分の取り消しを求める訴えについて、一審及び二審の判決を不服とし、令和3年10月12日付で上告受理申立をしたところですが、本日、最高裁判所において、原判決を破棄し、元消防職員からの分限免職処分取消請求を棄却する判決がありました。

今回の最高裁判所の判決により、一連のパワーハラスメント行為に対する分限免職処分は適法であると判断されたこととなります。

平成30年10月に訴訟の提起を受けて以来、最高裁まで争ってまいりましたが、本市の主張が認められたことに安堵しております。

市といたしましては、ハラスメント行為は決して許されないものとし、引き続きハラスメント防止と綱紀粛正の徹底に努めてまいります。